



京都府産証明の木材を取り扱うには 事業者の認定登録が必要です！

★京都府産木材の証明とは...

「ウッドマイレージCO2京都の木認証」や「京都の木証明」といった京都府産木材の証明は、伐採から加工・流通に至るまで京都府が認定する「取扱事業体」または京都府木材組合連合会が認定する「認証機関登録事業体」が取り扱った木材でなければ証明を受けることが出来ません。

また、京都府産材を使用した建築物等への京都府の補助金（「ひろがる京の木整備事業」など）を申請される場合は、原則として京都府が登録した「緑の事業体」でなければなりません。



★証明が必要な場合は...

- ・京都府産木材の利用に係る京都府補助事業（ひろがる京の木整備事業など）を活用する場合
- ・京都府（市）地球温暖化対策条例で、京都府産木材の利用が義務づけられている場合（特定建築物等）
- ・公共工事等の仕様書等で、京都府産木材の使用が指定されている場合 等

★認定登録を受けるには...

- ①「取扱事業体」⇒加工又は流通に関わる府内の事業所等
事業所の所在を所管する下記京都府の地方機関等にご相談下さい。
- ②「認証機関登録事業体」⇒加工又は流通に関わる府外の事業所等
（一社）京都府木材組合連合会にご相談下さい。 ※認定申請手数料等が必要となります。
- ③「緑の事業体」⇒ひろがる京の木整備事業(住宅タイプ)の申請のためなど、緑の工務店の登録が必要な方
事業所の所在を所管する下記京都府の地方機関等にご相談下さい。（府外は京都府農林水産部林業振興課）

★京都府産木材利用推進協議会への入会について

当会は京都府の認証制度に基づく団体で、登録されたすべての事業体で構成されます。（約480社）
（認定登録により自動入会となり、年会費が必要になります。会員は証明書申請手数料が割引になります。）

参考：令和6年度年会費（基本額）

取扱事業体・緑の事業体12,000円、認証機関登録事業体36,000円（重複登録の場合は割引されます。）

会費の使途

当会が行う京都府内産材の利用推進に係る各種事業の他、認証制度の運営経費に充てられています。
現在、緑の事業体に新規登録された方には、京都府産木材の普及啓発用のぼり旗を配布しています。

京都府産木材認証制度や支援制度に関するお問い合わせ

京都府農林水産部林業振興課
TEL: 075-414-5011

京都府南丹広域振興局(森づくり振興課)
TEL: 0771-22-1017

京都府丹後広域振興局(森づくり振興課)
TEL: 0772-62-4306

京都府山城広域振興局(森づくり振興課)
TEL: 0774-21-3450

京都府中丹広域振興局(森づくり振興課)
TEL: 0773-62-2586

京都府京都林務事務所(林務課)
TEL: 075-451-5724

認証方法や手続き、京都府産木材利用推進協議会に関するお問い合わせ

一般社団法人 京都府木材組合連合会(京都府産木材利用推進協議会事務局)
TEL: 075-802-2991 E-mail: info@kyomokuren.or.jp

詳しく知りたい方はコチラ

京都府ホームページ

京都府産木材認証制度

<http://www.pref.kyoto.jp/rinmu/14100081.html>



認証機関ホームページ

京都府産木材認証制度 府木連

http://www.kyomokuren.or.jp/?page_id=3439

